



熊本県公報

第12136号
平成24年8月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 2
- 特定行為業務の登録…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (") 4
- 鬼池港湾施設の概要…………… (港湾課) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 6
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 6
- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 6
- 種畜証明書の返納…………… (") 6
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 6
- 情報の公開に努める出資団体等…………… (県政情報文書課) 7
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7
- 道路の区域変更…………… (") 7
- 道路の区域変更…………… (") 8
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 8
- 公 告**
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 19
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 19
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 20
- 天草高等学校天草西校教職員住宅 (B) の一般競争入札の実施…………… (管財課) 20

告 示

熊本県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問ヘルパーステーション毛利 天草市本町下河内840番地2	株式会社大喜 天草市本町下河内843番地5	平成24年6月14日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター毛利 天草市本町下河内843番地5	株式会社大喜 天草市本町下河内843番地5	平成24年6月14日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問ヘルパーステーション毛利 天草市本町下河内 8 4 0 番地 2	株式会社大喜 天草市本町下河内 8 4 3 番地 5	平成 2 4 年 6 月 1 4 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター毛利 天草市本町下河内 8 4 3 番地 5	株式会社大喜 天草市本町下河内 8 4 3 番地 5	平成 2 4 年 6 月 1 4 日

熊本県告示第 9 4 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ましき町薬局 上益城郡益城町大字宮園 4 0 8 番地 3	平成 2 4 年 7 月 1 1 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ましき町薬局 上益城郡益城町大字宮園 4 0 8 番地 3	平成 2 4 年 7 月 1 1 日

熊本県告示第 9 4 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 4 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ブロッサム 菊池郡菊陽町花立一丁目14番1号	株式会社ヒューマンケアブロッサムズ 熊本市東区若葉一丁目33番16号	平成24年6月6日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いにしえ介護事業所 通所介護孫 山鹿市鹿本町高橋307番地7	株式会社MMM 山鹿市鹿本町高橋307番地7	平成24年7月5日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ブロッサム 菊池郡菊陽町花立一丁目14番1号	株式会社ヒューマンケアブロッサムズ 熊本市東区若葉一丁目33番16号	平成24年6月6日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いにしえ介護事業所 通所介護孫 山鹿市鹿本町高橋307番地7	株式会社MMM 山鹿市鹿本町高橋307番地7	平成24年7月5日
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所みどり 八代市鏡町内田722番地3	輪光株式会社 八代市鏡町内田722番地3	平成24年7月1日
いにしえ介護事業所 居宅介護支援 華 山鹿市鹿本町高橋307番地7	株式会社MMM 山鹿市鹿本町高橋307番地7	平成24年7月5日

熊本県告示第 9 4 9 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により公示する。

平成 2 4 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人白寿会 障害者支援施設 のぞみ	八代郡氷川町鹿島 9 4 5 番地	431200024	平成 2 4 年 7 月 1 日

熊本県告示第 9 5 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
障害者支援センター まるーわ 菊池市泗水町吉富 字北原 2 2 6 6 番 地 1	一般社団法人マール ワークの会 合志市幾久富 1 7 0 9 番地 2 石丸 弘二	平成 2 4 年 8 月 1 日	4311200226	自立訓練（生活訓練）、就 労移行支援 （一般型）

熊本県告示第 9 5 1 号

熊本県が管理する港湾施設の変更に伴い、港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により、港湾施設の概要を次のとおり公示する。

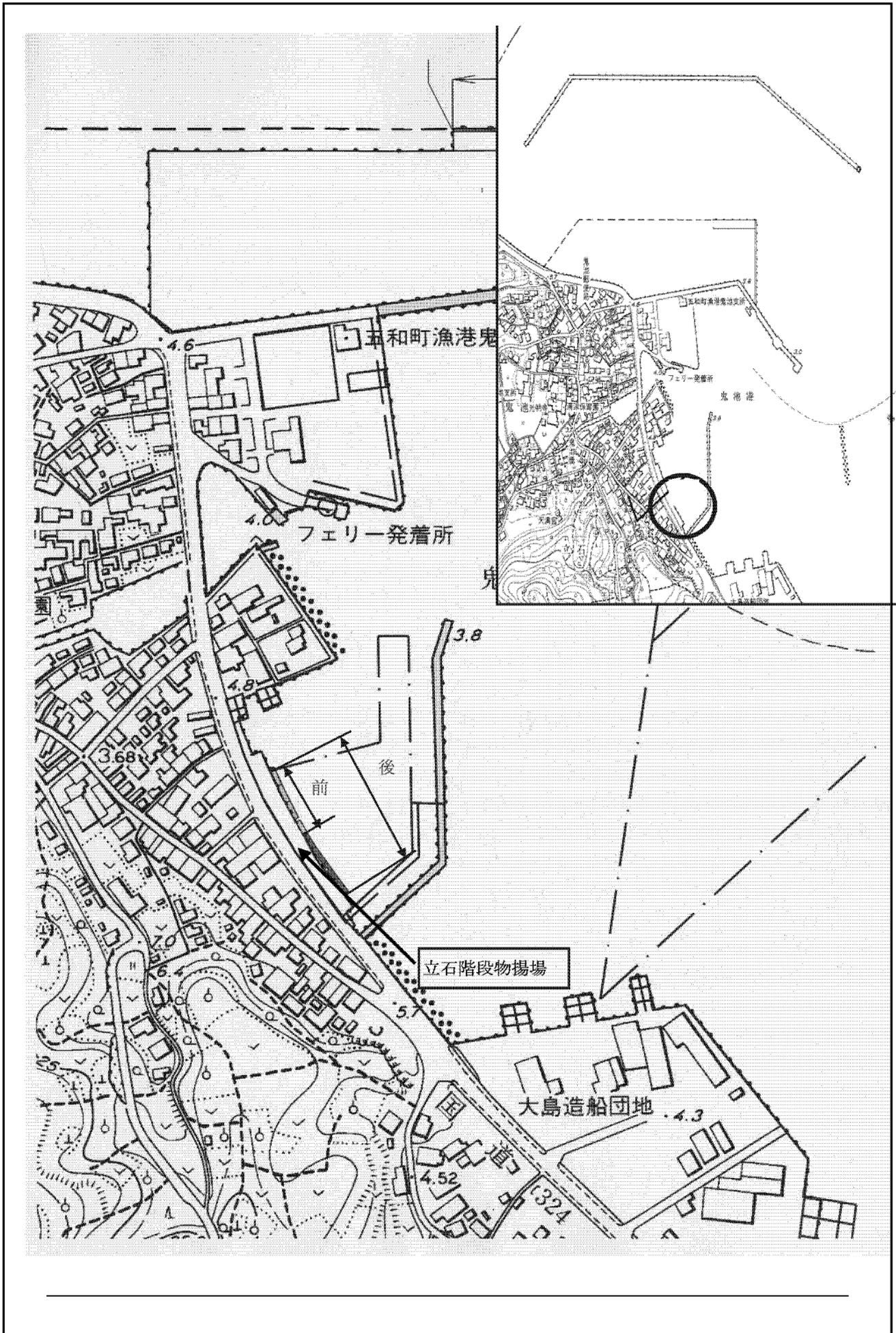
平成 2 4 年 8 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 鬼池港
- 2 所在 天草市五和町立石地先
- 3 概要

種 類	前 後		数量及び能力	備 考
	前	後		
物揚場	前	幅 2. 5メートル、延長 4 6メートル	付帯施設としての係船専用浮棧橋の増設	
	後	幅 2. 5メートル、延長 9 2メートル		

4 位置図



熊本県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション なかまの里 宇城市松橋町両仲間1641番1	株式会社ピュア・ライフ	平成24年8月1日

熊本県告示第953号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーション なかまの里 宇城市松橋町両仲間1641番1	株式会社ピュア・ライフ	平成24年8月1日

熊本県告示第954号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種畜の名称 (登録番号)	飼養者の住所及び氏名又は名称	
	(新)	(旧)
芯福 (日馬繁01S02348)	熊本県熊本市東区長嶺東四丁目9-30 古閑 清和	北海道厚岸郡浜中町姉別南160番地 加茂 美佐

熊本県告示第955号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から種畜証明書が返納された旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種畜の名称 (種畜証明書番号)	種畜及び品種	飼養者の住所及び氏名又は名称	返納理由
忠安仁 (11254797326)	肉用牛 黒毛和種	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 錦江ファーム	死亡のため

熊本県告示第956号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町芋生字山ノ口1928番1、1928番3、1938番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ口1928番1・1928番3・1938番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第957号

平成24年6月15日熊本県告示第811号（情報の公開に努める出資団体等）の一部を次のように改正する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表財団法人熊本勤労総合福祉センターの項を削る。

熊本県告示第958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字水越字平保ノ木	前	4.5 ～ 10.0	265.15	災害防除
		上益城郡御船町大字水越字北浦田	後	4.5 ～ 30.6		

2 区域を変更する期日 平成24年8月7日

熊本県告示第959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成24年8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里字尻江田	前	6.6 ～ 12.0	99.2	災害防除
		同所	後	13.7 ～ 21.9		

2 区域を変更する期日 平成24年8月7日

熊本県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年8月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲 佐線	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 888番地先から 同所 884番地先まで	前	5.6 ～ 6.7	40.2	仮設道路の撤去
				5.0 ～ 5.0		
			後	5.6 ～ 6.7	40.2	

2 区域を変更する期日 平成24年8月7日

熊本県告示第961号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 玉名市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富ノ尾-1（206-1-021-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富ノ尾-2（206-1-021-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富ノ尾-3（206-1-021-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
立願寺 (206-1-022)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市立願寺
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
立願寺2 (206-1-026)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市立願寺
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
立願寺3 (206-1-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市立願寺
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
津留-1 (206-1-028-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留・寺田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
津留-2 (206-1-028-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (9) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
舟島-1 (206-1-029-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市安楽寺
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (10) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
舟島-2 (206-1-029-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市安楽寺
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (11) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
舟島-3 (206-1-029-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市安楽寺
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (12) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺田本村 1-1 (206-1-034-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (13) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺田本村 1-2 (206-1-034-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留・寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地

- 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
立願寺4(206-1-002(人))
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市立願寺
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
南繁根木-1(206-1-005(人)-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市繁根木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
南繁根木-2(206-1-005(人)-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市繁根木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
富尾1-1(206-2-034-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
富尾1-2(206-2-034-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
富尾1-3(206-2-034-3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (20) 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富尾3（206-2-036）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (21) 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富尾4（206-2-037）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (22) 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上立願寺（206-2-039）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市立願寺
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (23) 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
向津留（206-2-040）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市向津留
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (24) 次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺田（206-2-042）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吉丸1（206-2-043）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
吉丸2（206-2-044）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
寺田本町（206-2-045）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上津留（206-2-046）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
世間部（206-2-047）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大防3 (206-2-086)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市立願寺

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寺田本村2-1 (206-2-091-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市津留

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寺田本村2-2 (206-2-091-2)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市津留

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寺田本村3 (206-2-092)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市寺田・津留

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 上津留2 (206-1003)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市津留

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 上津留 3 (2 0 6 - 1 0 0 4)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市津留
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
富尾 1 (2 0 6 - 3 - 0 0 2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上立願寺 2 (2 0 6 - 3 - 0 1 0)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
富尾 2 (2 0 6 - 3 - 0 1 1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
舟島 (2 0 6 - 3 - 0 1 3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市寺田
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40)
 - ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
中北西 3 (2 0 6 - 2 0 0 1)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方

- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中北西4（206-2002）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
富尾3（206-2003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市富尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山崎（363-1-001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町竹崎
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本村屋敷（363-1-002）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町竹崎
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
久島1（363-1-003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 米山-1 (363-1-004-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市立花
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 米山-2 (363-1-004-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市天水町立花
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 米山-3 (363-1-004-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市天水町立花
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 久島2-1 (363-1-005-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市天水町部田見
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 久島2-2 (363-1-005-2)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 玉名市天水町部田見
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 部田見中 (363-1-006)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 玉名市天水町部田見
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
部田見上 1 (3 6 3 - 1 - 0 0 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
部田見上 2 (3 6 3 - 1 - 0 0 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見・立花
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
立花西 (3 6 3 - 1 - 0 0 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町立花
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
部田見上 5 (3 6 3 - 1 0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
部田見上 3 (3 6 3 - 2 - 0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見・立花
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
部田見上4(363-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町部田見
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
斎藤(363-2-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市天水町尾田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第449号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇土市松山町1035番地の2
- 2 築造者の氏名 有限会社愛信不動産
- 3 道路の位置 宇土市神合町字城下75番4及び同76番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 43.30メートル
- 6 指定年月日 平成24年7月20日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第12号

熊本県公告第450号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字下沖野2982番1、同2982番7、同2982番8、同2982番9、同2982番10及び同2982番11
1,046.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区京塚本町48番34号
株式会社 環境都市開発

熊本県公告第451号

宇城市に事務所を置く小川町土地改良区理事長平野保之から平成24年7月4日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年7月31日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第452号

県有財産を次のとおり売却する。
平成24年8月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の表示

(1) 所在地 天草市天草町高浜南字上河内5329番3

(2) 物件の概要

土地 地目 宅地

地積 1,718.84平方メートル（公簿・実測）

建物

居宅

構造 造 コンクリートブロック造瓦ぶき平家建

床面積 102.04平方メートル

建築年月日 昭和49年12月1日

構造 造 コンクリートブロック造瓦ぶき平家建

床面積 102.04平方メートル

建築年月日 昭和49年12月1日

構造 造 コンクリートブロック造瓦ぶき平家建

床面積 102.04平方メートル

建築年月日 昭和50年4月30日

構造 造 コンクリートブロック造瓦ぶき平家建

床面積 102.04平方メートル

建築年月日 昭和52年4月10日

物置

構造 造 鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 14.40平方メートル

建築年月日 昭和49年12月1日

構造 造 鉄骨造スレートぶき平家建

床面積 7.20平方メートル

建築年月日 昭和50年4月30日

構造 造 コンクリートブロック造スレートぶき平家建

床面積 6.66平方メートル

建築年月日 昭和52年4月10日

工作物

囲障

構造 不明

数量 127.55m

用途 フェンス

築造年月日 不明

(3) 最低売却価格 2,780,000円

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者

3 入札参加要領・契約条項を示す場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課

4 入札期日及び場所

平成24年9月28日（金）午後1時30分

天草市今釜新町3530番地 熊本県天草地域振興局1階 第1小会議室

5 開札期日 入札終了後即時

6 現地建物開放日

平成24年8月23日（木）午後1時から午後2時まで

7 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出方法 持参又は郵送による。

- (2) 提出期限 平成24年9月19日(水)午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
- 8 (3) 提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成24年10月11日(木)午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
- (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
- (2) 契約締結場所 別途指定する。
- (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
- (4) 問合せ先
熊本県総務部総務税務局管財課(電話096-333-2122)